

監査公表第3号

定期監査結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を、糸魚川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和5年12月28日

糸魚川市監査委員 渡 邊 勇
糸魚川市監査委員 加 藤 康太郎

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 能生事務所、市民課、生涯学習課、商工観光課
- 3 監査の着眼点 財務に関する事務の執行(収入事務、支出事務、契約事務、補助金事務)が関係法規に適合し、正確で、かつ適切に行われているかどうかを主眼として、実施した。
- 4 監査の実施内容 令和5年度(一部4年度を含む。)の財務に関する事務の執行について、提出された帳簿及び関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。
- 5 監査の日程 令和5年11月22日、令和5年11月24日
- 6 監査の実施場所 糸魚川市役所204会議室
- 7 監査の結果 おおむね適正に執行されていると認める。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、口頭で注意し、指導をした。